

特許庁委託事業

インドにおける新特許実施報告書（新 Form27）
提出に係る留意点

2021年6月

独立行政法人 日本貿易振興機構

ニューデリー事務所

(知的財産権部)

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、インド IPG 及び日本貿易振興機構（ジェトロ）ニューデリー事務所が、日本知的財産協会（JIPA）ほかの協力を得ながら作成したものであり、調査後の法律改正等によって情報が変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者の判断によるものであり、情報の正確性や一般的な解釈がこのとおりでであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報等に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求め下さい。

インド IPG 及びジェトロ・ニューデリー事務所は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的な損害及び利益の喪失について、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたかにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえインド IPG 及びジェトロ・ニューデリー事務所が係る損害等の可能性を知らされていても同様とします。

内容

0. はじめに	1
1. 概要	2
(1) 主な改正のポイント	2
(2) 知財事務所へのヒアリング結果比較（概要）	2
(3) 補足（（2）のヒアリング結果比較について）	2
2. 詳細内容：新特許実施報告書（新 Form27）について	4
(1) 改正の背景	4
(2) 改正内容の概要	4
(3) 新特許実施報告書に係る運用／各知財法律事務所コメント比較	5
1) 特許実施報告書提出の実態	5
2) 規則改正前後の考え方	5
3) イント特許庁の精査／特許実施報告書の不備による影響	5
4) 過渡期の取り扱い（2020年1月1日～2020年3月31日の期間の扱い）	7
5) 特許登録年度の扱い	7
6) 実施している場合の「概算収益／価値」に係る記載	7
7) 定型文の活用／理由の記載について	8
8) 実施権者（ライセンシー）による特許実施報告書の提出について	9
3. 終わりに	10
4. 付録	11
5. 作成者	13

0. はじめに

2020年10月19日、インド商工省産業・国内取引促進局（DPIIT）は、2020年改正特許規則¹を公表・施行した。本改正特許規則により、規則131（年次特許実施報告書の提出義務）が改正され、既に改正後の当該報告書（新 Form27）の提出期間が始まっている。一方、日本企業（権利者等）からは、本件に係る対応についての懸念の声が多数聞かれている。

そこで、インド IPG²/ジェトロ・ニューデリー事務所³、日本知的財産協会（JIPA）⁴が協働し、インドにおける大手知財法律事務所（6カ所）とヒアリングを実施し、主な改正ポイントや留意点を整理した。

本調査報告書が、多くの日本企業の役に立てば幸いである。

¹ <http://www.egazette.nic.in/WriteReadData/2020/222589.pdf>

² <https://www.jetro.go.jp/world/asia/in/ip/ipg.html>

³ <https://www.jetro.go.jp/world/asia/in/ip/>

⁴ <http://www.jipa.or.jp/index.html>

1. 概要

インドにおける特許実施報告書の提出義務は、特許発明の商業的实施状況を定期的に報告することを特許権者又は実施権者に義務づけるインド独特の制度（1970年特許法第146条）であり、排他的権利を有する特許権者に対してインドにおける特許発明の適正な実施を促すための制度であると言われている。2020年改正特許規則による本件の主な改正のポイント、及び大手知財法律事務所へのヒアリングの結果比較等は、以下のとおりである。

（1）主な改正のポイント

変更ポイント	旧 Form27	新 Form27
作成対象期間	暦年	会計年度
提出期間	3ヵ月	6ヵ月
権利取得年度の提出	必須	不要
特許と報告書の関係	1特許毎に1報告書	関連特許を1報告書で可
実施時の「価値」の記載	価値	概算収益／価値
(特許権者による)実施権者の情報	必須	不要
[参考]実施権者による提出義務	変更なし	

（2）知財法律事務所へのヒアリング結果比較（概要）

主な確認事項	A事務所	B事務所	C事務所	D事務所	E事務所	F事務所
1.改正によるポリシー変更はない	○	○	○	○	○	○
2.現状、インド特許庁は、特許実施報告書を精査していない	○	○	○	○	○	○
3.特許実施報告書の不備の影響	△	△	△	△	△	△
4.過渡期分（3ヵ月）も提出する	○	×	○	△	○	△
5.「概算収益／価値」に必ず数値を記入すべき	△	△	○	○	△	○

※（○:YES、×:NO、△:どちらもありうる）

（3）補足（（2）のヒアリング結果比較について）

- 1) 本改正規則は、ユーザーフレンドリーの観点から当該制度の簡素化が目指されたもの。
①正しい情報を提出する、②意図的な偽情報は記載しない、③誤情報に気づいたら急ぎ訂正した報告書を提出する、といった事項を心掛けるべき点は、従前と変わらない。
- 2) 現状、これまでにインド特許庁から、情報の追加・修正の通知／指示が出された実績はないことから、インド特許庁は、提出済み特許実施報告書を精査していないと考えられる。

3) 今回の規則改正による変更点ではないが、実施報告書に不備がある場合、罰則として、拘禁 6 ヶ月、罰金 100 万ルピーが科される可能性がある (1970 年特許法 122 条)。また、訴訟時に裁判所で特許実施報告書の記載が引用される可能性があるため、注意が必要 (虚偽記載はもつてのほか)。しかし、これらは実績に乏しく、必要以上に心配することはない。また、第三者による強制実施権申請がなされた際、特許実施報告書が証拠として採用される可能性はある。なお、特許実施報告書の不備等は特許取消理由ではない (1970 年特許法 64 条)。

4) 報告書の対象期間が、暦年から会計年度に変更されたことで、過渡期 (2020 年 1 月～3 月) の取り扱いについて懸念が残る。提出義務の有無について各法律事務所の見解が分かっている。また、過渡期分の報告書を提出する場合、この対象期間も今回の報告書に盛り込む場合と、別の報告書として提出する場合の 2 通りが考えられる。

5) 基本的に「概算収益／価値」には数値の記入が求められるとのことだが、実態上そのような記載ができないのであれば、“Not assessable/quantifiable”等として、計算ができない理由を付記すればよいとの見解を示す事務所があった。また、「〇〇ドル以上」とすれば、虚偽にもならず、要件を満たすことができるとの見解もあった。“Confidential”と記入する場合は機密保持義務等の事情で開示できない場合に限るとする見解も示された。

その他) 一部の事務所からは、実施権者が報告書の提出義務を失念している場合があるため、権利者は、実施権者にその旨を通知することを推奨するとのコメントがあった。

2. 詳細内容：新特許実施報告書（新 Form27）について

（1）改正の背景

本件に係る議論は、デリー高裁への令状請願（writ petition）が提出されたことから始まったものである⁵。当該請願人が、多くの特許権者等が特許実施報告書を提出しておらず、それに対してインド特許庁は何ら対処していないと主張したところ、これらを踏まえ、デリー高裁は、2018年2月7日付け命令で、インド特許庁に対して、特許実施報告書の様式（Form27）修正を指示した。インド特許庁の検討に際し、DPIIT/インド特許庁は、複数回のステークホルダー会合等を通じて、産業界等との対話を行っている。特に、電気・通信分野等における特許実施報告書作成に係る課題（例えば、多くの特許が一製品に組み込まれているため、一特許の正確な価値を特定することが極めて困難である等の問題）を踏まえ、特許実施報告書の様式（Form27）の簡素化が図られたと言われている。なお、本件に係る2020年改正特許規則が2020年10月19日に公表され、同日付で施行されている⁶。

（2）改正内容

変更ポイント	旧 Form27	新 Form27
作成対象期間	<u>暦年</u> （1月～同年12月）	<u>会計年度</u> （4月～翌年3月）
提出期間	<u>3ヵ月</u> （翌年1月～3月）	<u>6ヵ月</u> （翌年度4月～9月）
権利取得年度の提出	必須	<u>不要</u>
特許と報告書の関係	<u>1特許毎に1報告書</u>	<u>関連特許を纏めて1報告書</u> が可
実施に係る <u>数量</u>	必須	<u>不要</u>
<u>公衆需要</u> への対応 ⁷	必須	<u>不要</u>
（特許権者による） <u>実施権者の情報</u>	必須	<u>不要</u>
実施時の「価値」の記載	「value」 （価値）	「 <u>Approximate</u> revenue/value」 （概算収益／価値）
不実施の場合の理由 実施権者による提出義務	変更なし	

⁵ Shamnad Basheer v Union of India, WP (C) 5590 of 2015

⁶ https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnnews/asia/2020/in/news_20201021.pdf

⁷ 1970年特許法第83条(d)には、「付与された特許は、公衆の衛生及び栄養物摂取の保護を阻害せず、かつ、特にインドの社会・経済的及び技術的發展にとり極めて重要な分野における公共の利益を増進する手段としての役割を果たすべきであること」との一般原則が規定されている。

(3) 新特許実施報告書に係る運用／各知財法律事務所コメント比較

1) 特許実施報告書提出の実態

有効な特許権の7～80%以上について、毎年、特許実施報告書がインド特許庁に提出されており、そのうち、25%程度が「特許権を実施」と報告されている。

なお、提出された特許実施報告書は、inPASS(Indian Patent Advanced Search System)⁸に掲載されるため、誰でも閲覧することが可能である。

	2014-15	2015-16	2016-17	2017-18	2018-19
Patents in force	43,256	44,524	48,765	56,764	64,686
Form-27 received	31,990	39,507	42,870	46,618	51,104
Reported as “worked”	7,900	8,589	11,318	12,246	14,277

引用元：Annual report published by the Indian Patent office

2) 規則改正前後の考え方

本件の特許実施報告書に係る規則改正は、権利者等がより適切に法を遵守できるよう、ユーザーフレンドリーの観点から当該制度の簡素化が目指されたものである。しかし、特許実施報告書の提出義務の大きな視点でのスタンスに変更はないと考えられ、①正しい情報を提出する、②意図的な偽情報は記載しない、③誤情報に気づいたら急ぎ訂正した報告書を提出する、といった事項を心掛けるべきとする点は、いずれの法律事務所にも共通する見解であった。なお、③の訂正報告書の提出に関して、当該報告書の提出期限を過ぎている場合には、請願 (Petition) と合わせて提出するべきとする法律事務所が多い。

3) インド特許庁の精査／特許実施報告書の不備による影響

<インド特許庁の精査について>

いずれの法律事務所も、これまでにインド特許庁から、情報の追加・修正の通知／指示を受けた実績はなく、インド特許庁は、提出済み特許実施報告書を精査していないと考えられると回答した。

<特許実施報告書の不備による影響>

特許実施報告書の不備による影響として、①刑事罰の可能性、②特許取消、③侵害訴訟における扱い、④強制実施権申請との関係、を心配する日本企業も多い。そこで、①～④について、法律事務所に質問したところ、回答は以下のとおりであった。

⁸ <https://ipindiaservices.gov.in/publicsearch>

①について：

1970年特許法122条の規定により、刑罰（罰金（最大100万ルピー）、拘禁（最大6ヵ月））を科し得ることから、特許実施報告書の提出・作成には注意が必要である。しかしながら、刑罰が科された実績は見当たらない。

そのため、いずれの法律事務所も、現状、インド特許庁により厳格な運用はされていないと考えているが、今回の規則改正を踏まえ、将来的にインド特許庁が内容を精査し、情報の追加・修正の通知を行うとともに、場合によっては、刑事訴訟が提起され、結果として、権利者等が刑罰を受ける可能性はゼロとはいえないとしている。

②について：

特許実施報告書の不備は、1970年特許法64条の特許取消理由には含まれていない。（なお、特許権が、その強制実施権が認められてから2年間以上、インドで実施されていない場合には、インド特許庁長官は、特許権の不実施を理由に、その特許を取り消すことができるという規定（同法85条）が存在する。）

③について：

多くの法律事務所の見解では、侵害訴訟においてクレーム解釈等に特許実施報告書が参酌されることは考えづらいとされる。ただし、実績はないものの、損害賠償の計算に際して、特許実施報告書の記載が判断の一要素として扱われる可能性はありと多くの法律事務所が述べている。

インドの知財司法では、具体的な判断基準についての十分な判例蓄積が待たれる段階であり、今後の判決動向等を注視することが重要であるといえる。

なお、知財侵害訴訟においては、実際の特許権の使用実態が、裁判所における仮差止等の判断で考慮された事例がある。これは、特許実施報告書が具体的に参酌されたという事例ではないが、例えば、特許実施報告書が提出されていない、又は特許権の不実施が報告されていることをもって、裁判所が“balance of convenience”の観点で原告を支持しないこともありうる指摘する法律事務所もあった。

④について：

第三者によってインド特許庁に強制実施権申請がなされた場合、インド特許庁が当該申請に対する検討をするに際して、特許実施報告書における実施の有無等を参照する可能性はある。通常、第三者は、対象となる特許実施報告書を精査し、当該申請時に意見等を提出することが想定される⁹。

上記の点で、各法律事務所は、特許実施報告書の提出自体や、その記載内容に注意が必要

⁹ Lee Pharma v AstraZeneca AB, C.L.A 1 of 2015 before the Patents Office

とする。しかしながら、強制実施権申請に係る裁定においては、特許実施報告書は検討材料の一つに過ぎず、必ずしもインド特許庁等の最終判断に大きな影響を与えるものとは考えられないとの見解もあった。その後、裁判所で争われたとしても同様に、特許実施報告書は検討材料の一つとして扱われるに過ぎない。

4) 過渡期の取り扱い (2020年1月1日～2020年3月31日の期間の扱い)

過渡期の取り扱いについて、2020年改正特許規則には何ら明記がなされていない。したがって、インド特許庁から要求されなければ、その期間の特許実施報告書は提出する必要はないとする事務所もある。一方で、2019年10月19日に当該改正規則が施行されているのであるから、上記期間の扱いは、2021年4月からの提出期間に昨年度分の特許実施報告書(12ヵ月分)に加えて、上記3ヵ月分を提出すべきとする事務所もある。(ただし、例え、上記3ヵ月分を提出しなかったとしても、過渡期の混乱を理由に、裁判所等で罰せられることはないだろうとのコメントも合わせてあった。)

なお、上記3ヵ月分の提出に際して、実務的には、年度が異なることから分けて提出する場合と、合わせて提出する場合が考えられるが、法律事務所によって見解が異なる。

5) 特許登録年度の扱い

改正特許規則 131 (2) には「The statements referred to in sub-rule (1) shall be furnished once in respect of every financial year, starting from the financial year commencing immediately after the financial year in which the patent was granted, ...」とあることから、例えば、2021年4月1日に特許付与された場合であっても、2021年度分(2021年4月～2022年3月)の提出は不要であり、2022年度分(2022年4月～2023年3月)から提出すればよいと解釈される。

一方、その年度の10月以降に特許付与がなされたならば、年度内の権利期間は6ヵ月未満なので、権利者は特許実施報告書を提出しなくてもよい、ただし、権利取得後、すぐに商業的な利用を行っている等の事情があれば、6ヵ月未満でも報告書を提出することを推奨する、との見解を示す法律事務所も存在する。

6) 実施している場合の「概算収益／価値」に係る記載

特に、電気・通信分野では、多くの特許が用いられて一製品が構成されるため、一つ一つの特許に関して収益／価値を計算することは困難であったことを踏まえ、2020年改正特許規則において、収益／価値に係る記載は概算でよいことになったと言われている。

そのような改正経緯から、一部の法律事務所によれば、何らかの数値を記入すべきであると指摘されている。ただし、当該改正特許規則においても、「概算収益／価値」を如何に計算すべきか等は示していない。

一方、他の法律事務所は、極力、数値を記載すべきだが、実態上そのような記載ができな

いのであれば、“Not assessable/quantifiable”等として、計算ができない理由を付記すればよいとの見解も示されている。また、「〇〇ドル以上」とすれば、虚偽にもならず、要件を満たすことができるとする他の法律事務所の見解もある。

“Confidential”、“(空白)”、“0 (ゼロ)”と記入するのは要件を満たさない、と解するのが大多数の見解である。しかしながら、これらの記載を行うか否かは、最終的には特許権者の判断次第である。

その他、“Confidential”と記載するのであれば、その理由と合わせて、インド特許庁の要求があれば、情報提供する旨の付記を行うべきとの意見もあった。また、場合によっては、「概算収益／価値」の記載は、税金、会社の年報情報等との整合性にも配慮が必要となるとの指摘もあった。

7) 定型文の活用／理由の記載について

<定型文について>

理由の記載に際して、各産業や事案に応じて状況が異なってくるので、できれば定型文を使わない方が好ましく、合理的な理由を元に、法律事務所と相談しながら、個別の文案を検討することが望ましいとする意見が大半を占めた。

<理由の記載について>

(実施の場合の理由記載のポイント例)

- ◆ 「概算収益／評価」を計算した場合、その計算に関する補足説明
- ◆ 関連特許をまとめて報告した場合、どのように複数の特許が関連するのか
- ◆ 特許権の実施となる製造・販売に係る参考情報
- ◆ 「概算収益／評価」が計算できない場合、製品の性質、計算を不可とする製造・輸入上の制限等
- ◆ 「概算収益／評価」が機密情報として開示できない場合、例えば、以下のような記載も考えられる。

「In this field of technology, it is impossible to correlate specific patents with our products, and therefore it is impossible to state to what extent the patent is being worked. However, it is the policy of the company to work all its patents to the fullest extent possible and practicable」

(不実施の場合の理由記載のポイント例)

- ◆ 事業化の可能性について調査中
- ◆ 市場調査・分析の実施中
- ◆ 許認可待ち

- ◆ ライセンシーを探している最中
- ◆ インドでのパートナーを探している最中
- ◆ インドでの製造許諾契約に係る交渉の最中
- ◆ 輸入に係る実用上の課題/規制による遅延
- ◆ Covid-19 によるパンデミックの混乱で、インドで発明実施が困難
- ◆ 特許技術がインドのインフラでサポートされておらず、発明実施が困難.

8) 実施権者（ライセンシー）による特許実施報告書の提出について

2020 年改正特許規則により、特許権者が提出する特許実施報告書に記載が必須とされてきた実施権者に係る情報が不要となった。しかしながら、従前同様に、実施権者も、特許権者とは別に特許実施報告書を提出する義務がある。

一部の法律事務所からは、実施権者が特許実施報告書の提出を失念するケースがあることから、必ずしも特許権者の責任ではないものの、実施権者に対して提出が必要な旨を連絡（メール等でも構わない）することを推奨するとの意見があった。

3. 終わりに

複数のインド大手知財法律事務所との本件に係るヒアリングを通じ、日本に限らず、多くの国の企業等が本件に懸念を有しており、現地法律事務所に多くの問い合わせを行っている実態を知るに至った。そして、技術・産業分野別に関心度に大きな違いもあり、具体的には、電気・通信業界、医薬品業界から異なる観点の関心が示されていると見受けられた。特に、一製品で考えると、医薬品業界は特許権の実施が容易に判定できるが、電気・通信分野においては、特許権の実施の判定が容易でないという産業分野ごとの特徴の差異は大きい。

一方、インドにおける本件のような法令解釈・運用に対して、外国企業の特許権者等が大きな懸念を有する理由は、インドでは、日本等とは異なり、インド特許庁等から事前に運用に係る詳細なガイドラインが示されることはほぼなく、各法律事務所も各種解釈・運用に対する異なる独自の見解を示すことがごく普通に見受けられるからであろう。なお、インドでは、新たな制度導入に際して、導入当初に実務上の法解釈・運用を明確化する動きはなく、初年度の運用実績が出された後、政府・ユーザー間の議論を経て、その運用の明確化を図ることが一般的である。

そのような中、特許権者等が、特許実施報告書の作成・提出に係る実務上の負担に加え、その不備があった場合に、その後の権利行使等への影響も懸念することはごく当然のことであるが、今回のヒアリングを通じて、各法律事務所の見解を総合してみると、①正しい情報を提出する、②意図的な偽情報は記載しない、③誤情報に気づいたら急ぎ訂正した報告書を提出する、といった基本事項を徹底すれば、法定される罰則や、想定される権利行使における不利益を必要以上に心配することはないと考えられる。

一方、今回の規則改正を経て、今後、インド特許庁が特許実施報告書の精査に係る運用を変更することや、裁判所における判例の積み重ねが進むことで、特許実施報告書の扱いが変わってくる可能性もあること、さらには、上記とは別として、特許実施報告書に記載されている事項が、別の観点から証拠として、裁判等で利用される可能性も十分にある¹⁰。

したがって、特許権者等は、懸念し過ぎる必要はないが、将来の権利行使等において不利に扱われないよう配慮し、必要最小限で適切に特許実施報告書に対応し続けることを心掛けるべきといえる。

¹⁰ AstraZeneca v MSN Laboratories, CS (COMM) 561 of 2019

4. 付録

<旧 Form27>

Form-27

The Patents Act, 1970
(39 of 1970)

**STATEMENT REGARDING THE WORKING OF THE PATENTED INVENTION
ON COMMERCIAL SCALE IN INDIA**

[See Section 146(2) and rule 131(1)]

In the matter of Patent No.

Application no:

of

I/We,

the patentee(s) under Patent No. hereby furnish the following statement regarding the working of the patented invention referred to above on a commercial scale in India for the year .

- (i) The patented invention:
[] worked [] not worked (tick relevant box [✓])

If not worked: reason for not working and steps being taken for working of the Invention :

If worked: quantum and value (in Rupees), of the patented product:

Manufactured in India:

Imported from other countries. (give country-wise details):

- (ii) the licenses and sub-licenses granted during the year :
(iii) state whether public requirement has been met partly / adequately / to the fullest extent at reasonable price:

The facts and matters stated above are true to the best of our knowledge, information and belief.

Dated this day of

By his/their Agent and Attorney

The Controller of Patents
The Patent Office at

()
REG. NO.
of

<新 Form27>

FORM27
THE PATENTS ACT, 1970
 (39 of 1970)
AND
THE PATENTS RULES, 2003

No Fee

STATEMENT REGARDING THE WORKING OF PATENTED INVENTION(S) ON A COMMERCIAL SCALE IN INDIA
[See section 146(2) and rule 131(1)]

1. Insert name, address, nationality, patent number(s).	I/ We, the Patentee(s)/ Licensee _____, in respect of patent number(s) _____, furnish this statement, (Explanation: One form may be filed in respect of multiple patents, provided all of them are related patents, wherein the approximate revenue / value accrued from a particular patented invention cannot be derived separately from the approximate revenue/value accrued from related patents, and all such patents are granted to the same patentee(s)).
2. State the financial year to which the statement relates.	in respect of the financial year _____

3. Worked / not worked. Please state whether each patent in respect of which this form is being filed is worked or not worked.	Patent Number(s)	Worked [Tick (ii) if applicable]	Not worked [Tick (ii) if applicable]

4. If worked.	(a) Approximate revenue / value accrued in India to the patentee(s)/ licensee furnishing the statement from patent number(s) where the working is through: (1) Manufacturing in India (in INR) (2) Importing into India (in INR)		
	(b) Brief in respect of (a) above (maximum 500 words)		

5. If not worked.	Reasons for not working the patented invention(s) and steps being taken for working of the invention(s). (maximum 500 words)
-------------------	---

	The facts and matters stated above are true to the best of my/ our knowledge, information and belief. <div style="text-align: right;">Dated this _____ day of 20.....</div>
--	--

6. To be signed by Patentee(s) / Licensee / Authorised Agent furnishing the statement.	Signature(s) _____ To The Controller of Patents, The Patent Office, at _____
--	--

Note: Every patentee and every licensee (exclusive or otherwise) is required to file this Form; where a patent is granted to two or more persons, all such patentees may file this Form jointly; however, each licensee shall file this Form individually

5. 作成者

[インド IPG メンバー]

AsiaWise Cross-Border Consulting Singapore(Wadhwa Law Offices 出向中) 奥啓徳

キャノン株式会社 市來佑介

キャノンシンガポール 菅田洋亮

スズキ株式会社 藤原康高

スズキ株式会社 渥美好二

パナソニックインド 菊田翔平

パナソニックインド 田中克治

日立アジア（シンガポール） 北島裕介

本田技研工業株式会社 川崎慎治

三菱電機アジア（タイランド） 酒井優

[インド IPG 事務局／ジェトロ・ニューデリー事務所知財権部]

ジェトロ・ニューデリー事務所 武井健浩

<協力：日本知的財産協会（JIPA）国際第4委員会 第2小委員会>

日本化薬株式会社 古賀達也

キャノン株式会社 鈴木千晶

本田技研工業株式会社 山内彩花

パナソニック株式会社 首藤美都子

[特許庁委託事業]

2021年度インド IPG 特許商標ワーキンググループ

(報告書) インドにおける新特許実施報告書 (新 Form27) 提出に係る留意点

2021年6月

禁無断転載

[発行・編集]

独立行政法人 日本貿易振興機構

ニューデリー事務所

知的財産権部